平成２８年（フ）第７５１号
札幌市中央区南７条西12丁目２番28―307号
債務者　民谷　直紀
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６号
神奈川県座間市西栗原１丁目10番33―307号　レックスガーデンヴィラ
債務者　関　　広美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４８号
神奈川県座間市相模が丘２丁目31番39―203号　シャルムメゾン
債務者　池田　幹彦
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５４号
相模原市緑区下九沢1280番地11　グリーンハイツブルック102
債務者　佐々木正義
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５８号
相模原市南区古淵３丁目12番４号　パサニアビル402
債務者　上田　正美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７１号
相模原市緑区橋本２丁目20番23号　エルドラド505
債務者　村木　隆広
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７２号
相模原市南区新磯野１丁目27番14号　サンハイツＡＮＮ　２Ｆ―Ｂ
債務者　梅沢　達哉
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７３号
相模原市南区南台１丁目９番３号　パールハイツ202
債務者　松木　宏哲
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６７号
名古屋市熱田区野立町１丁目16番地
債務者　鍋島　洋樹
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１０号
愛知県清須市土器野833番地　レオパレス天水201
債務者　山口　春華
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５６号
名古屋市千種区観月町１丁目29番地　観月ハウス313号
債務者　若林あけみ
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２４号
愛知県半田市亀崎高根町２丁目168番地　ドミールたかねＣ棟103号
債務者　松岡　　崇
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４７号
名古屋市中川区南脇町３丁目19番地　もり荘２号
債務者　山下ゆりか
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５３号
堺市美原区黒山869　信田文化東１階北側、住民票上の住所堺市東区高松12番地　アビターレ103号
債務者　中野　　藍
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３６０号
堺市西区浜寺石津町中２丁５番20号　東文化204号室
債務者　前田　勝英
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
堺市西区鳳中町３丁75番地４　フレンテ鳳103号
債務者　野口　　太
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
福岡市西区姪の浜６丁目３番４―401号
債務者　鳥飼　隆博
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部